

困難な問題を抱える女性への支援に係る基本方針等に関する有識者会議（第 5 回）
議事録

日時：令和 5 年 1 月 16 日（月）13：00～17：00

出席者：赤池構成員、大谷構成員、戒能座長、近藤構成員、高岸構成員、橘構成員、仁藤
構成員、馬場構成員、堀構成員、村木構成員、横田構成員

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課 河村 課長、齋藤 母子家庭等自立支援室長
オブザーバー：内閣府、警察庁

○戒能座長

定刻となりましたので、ただいまより「第 5 回困難な問題を抱える女性への支援に係る基本方針等に関する有識者会議」を開会いたします。座長を務める戒能です。どうぞよろしくをお願いいたします。本日は、ご多用のところご出席いただき、誠にありがとうございます。最初に事務局から、オンライン会議での発言方法、本日の構成員及びオブザーバーの出席状況、資料確認、議事確認のご説明をお願いいたします。

○齋藤 母子家庭等自立支援室長

本有識者会議の事務局を務めます齋藤でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。本日の開催形態につきまして、原則オンラインによる開催としております。現地会場からは、座長のみが出席しております。オンライン会議の形式上、今から申し上げる 2 点について留意して進めたく、よろしくお願い申し上げます。1 点目について、本日の議事は議事次第に沿って進行させていただきますが、その際、マイクをミュートにさせていただきますようご協力をお願いいたします。2 点目について、議事ごとに一定のタイミングで区切ってご質問等を伺う方式といたしますので、ご発言をされる際は、ZOOM の挙手機能を用いて「手を挙げる」ボタンをクリックいただき、指名を受けてから、ミュートを解除の上、ご発言をお願いいたします。発言終了後は再度ミュートにしてくださいようお願いいたします。音声・画面に不具合がございましたら会議の途中でも結構でございますので、事前にご案内させていただきます。事務局の連絡先へお知らせ願います。続きまして、本日の構成員とオブザーバーの出欠状況ですが、榎本構成員、法務省が欠席となっております。

続きまして、資料の確認をさせていただきます。資料は「議事次第」、資料の 1～3 及び各構成員からの提出資料となります。構成員・オブザーバーの皆様には、事前に資料を送付させていただきます。お手元の資料のご確認をお願いいたします。

続きまして、本日の議事を確認させていただきます。本日は、(1)基本方針、(2)政省令・告示の 2 項目を予定しております。それぞれ、資料を事務局にて投影しながら進行いたしますが、お手元の資料も適宜ご確認をお願いいたします。事務局からは以上です。

○戒能座長

それでは、本日の議事に入りたいと思います。まずは議事（1）基本方針について、河村課長からご説明よろしくお願いいたします。

○河村課長

これまで精力的にご議論いただきまして誠にありがとうございます。本日の会議の位置づけについて触れさせていただきます。困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の施行は令和6年4月でございますので、令和5年度の一年間をできるだけ自治体の準備期間に充てるために、政省令・告示、基本方針を3月中に交付することを目指しております。それに向けまして、本日のご議論でご意見をお出しいただいた上で、座長の一任を頂戴し、座長とご相談して修文を行わせていただいた上で、パブリックコメントに入らせていただきたいと思っております。今月中にパブリックコメントに入りませんと、国民の皆様からのご意見を伺うための十分な時間が取れなくなってしまう、あるいは年度内の公布が難しくなります。毎回大変な量のご審議を、また密度高くお願いした上で誠に恐縮ですが、どうか座長の一任をと考えている次第です。

資料1がこれまでのご議論を踏まえた基本方針の修正案でございます。資料2で政省令・告知、その他の法令の案をお示ししております。皆様方からのご意見を踏まえるとともに、同時並行で政府部内にて各所協議を行ってきておりまして、こうした各省庁から寄せられた事実関係に基づく修正や意見なども一部反映させていただいております。また法令審査の過程で技術的な修正点もございますので、その点はお含みおきいただいた上で、ご覧になっていただければと思います。

続いて資料3に基づいて、今後の進め方に関するご説明をさせていただきます。当初は第5回の後半から通知についての議論に入らせていただく予定でしたが、政省令・告示、基本方針などの議論にできる限りの時間を割いて審議をする必要があるといった構成員の皆様からご意見を踏まえまして、今回の議論は政省令・告示、基本方針などの議論に集中したいと考えております。その後、パブリックコメントに入らせていただいた上で、2月3日の会議で「女性相談支援員相談・支援指針の方向性」や「女性相談支援センターのガイドラインに関する方向性」に関するご意見を頂戴したいと思います。そして2月20日の会議において、「女性自立支援施設の運営指針に関する方向性」と「女性相談支援センターの設置要綱に関する方向性」について改めてご意見を伺いたいと思います。それぞれ1回ずつ設け、そこでお出しをいただいたご意見については、2月27日の回に報告書案としてご意見をまとめさせていただきたいと思っております。また2月27日の回では、パブリックコメントの結果のご報告についても合わせて行わせていただき、国民の方々からこういったご意見があるかと、必要な修正があればそれについてのご提案をさせていただきたいと思っております。そして、3月17日の会議では報告書を取りまとめていただく予定です。

尚、報告書につきましては、4つの通知に関するご意見を中心としたものと考えておりま

す。ただ、政省令・告示、基本方針については、構成員の皆様の中でご意見の一致が見られないものもあります。現時点においては一致できた範囲で反映し、それとは異なるご意見につきましては、今後の検討課題として報告書に含めることができるのではないかと考えております。本日は、報告書の作成も視野に入れていただき、議論をお願いできれば大変ありがたいと思います。

○戒能座長

現段階では総意を得るのが難しい点や、まだよくわからないという点もあるかもしれません。そういった点は、今後の検討課題として皆様のご意見を報告書に反映させるとのご説明をいただいたかと思います。ご理解をいただき、審議を進めていただけると大変ありがたいと存じます。

それでは基本方針案についての審議に入ります。順番に 1 人 5 分以内でご発言いただきたいと思います。座長から指名をいたしますのでよろしくお願いいたします。皆様から様々なご意見があることは承知の上ですが、今日の審議でまとめ、それを受けてパブリックコメントに入るという点にご留意いただいてご発言いただければと思います。それではまず堀構成員からお願いできますでしょうか。

○堀構成員

様々な意見はあろうかと思いますが、大筋で合意できる内容になったと評価しております。盛り込まれなかった指摘については報告書に盛り込み、今後につなげていくという点についても賛成です。細かい表現や誤字と思われる点については後ほど事務局にお伝えしますが、何点かここでご指摘させていただきます。

15 ページの「丁寧なソーシャルワークによる相談支援に基づくアセスメントを行う」という部分についてですが、アセスメント自体がソーシャルワークの展開過程の要素です。相談支援に基づきアセスメントを行うわけではなく、アセスメントを行うこと自体が既に相談支援のプロセスですので、「丁寧なヒアリングによるアセスメント」と修正をしていただければと思います。

25 ページに「③日中活動社会的自立、経済的自立支援」とありますが、「社会的自立」についてはこの方針の中で触れていないので唐突感があります。ここは日中活動が社会的自立につながるという説明が必要ではないかと考えています。あるいはタイトルも少し変える必要があるかと思います。

26 ページの「④住まいの確保」については、「住まいの確保を支援する」というのが趣旨だと思いますので、「居住支援」など支援である旨を表現した方が良いでしょう。

28 ページの「(4) 関係機関との連携体制」では、福祉事務所のみ市町村の括弧扱いですが、なぜここだけ括弧になっているのか記憶が曖昧になってしまいました。福祉事務所との連携は非常に重要ですので、他と同様の例示方法が良いのではないかと考えました。最終的

には座長に一任いたします。

○戒能座長

25 ページの日中活動については、例えば「日中活動による経済的自立の支援」といったタイトルでよろしいでしょうか。

○堀構成員

はい。

○戒能座長

それから福祉事務所は市町村の括弧書きではなく、独立して記載すべきということでしょうか。

○堀構成員

はい。ここだけ括弧書きなのは違和感がありますので独立させた方が良いと思います。

○河村課長

法令的には福祉事務所はまさに市町村の組織の中の一部になっておりますので、ご指摘に基づく変更は難しいかもしれません。

○堀構成員

技術的な部分もあろうかと思いますが、最終的なご判断はお任せしたいと思います。

○戒能座長

福祉事務所は大変重要な担当部署であるにも関わらず、市町村の中に埋没してしまうのではないかとのご懸念をお示しいただいたかと思います。それでは村木構成員よりお願いします。

○村木構成員

基本方針についてはこれまで何回かご意見を述べさせていただいており、今回付け加えるべきことは特段ありません。ただこの機会を利用しまして、今後の進め方について二つほどお願いを申し上げたいと思います。

まず民間団体の掘り起こしや育成、ネットワーク、公的機関との協働のあり方等についてまとまってご議論をさせていただく時間を頂戴したいというのが一つです。また次年度の進め方について、ワーキングチーム等を作ることなどに何度か言及をされていますが、きちんと整理した案をまだお示しいただいておりません。早い段階でお示しいただきたいと考

えております。

○戒能座長

民間との協働のあり方や掘り起こし等については、今回の審議で十分な時間が取れなかった部分です。女性支援とは別の目的を持った民間支援団体に女性支援に関わっていただくための方法など様々な論点があると思います。それから次年度以降の具体的な進め方についてお考えをお示しいただきたいということです。河村課長よりいかがでしょうか。

○河村課長

民間団体との協働についての議論につきましては、年度末まであまり時間が残されていない状況でございます。もし可能であれば、例えば第7回会議で1時間ほどを充てて、各構成員の方から報告書に盛り込むべき内容についてお話を伺うことが考えられるかもしれませんが。今後の進行については改めて相談させていただければと思います。

次年度以降につきましては、今年度は重要かつボリュームがある4本の通知を中心にご議論いただいたわけですが、その他にも多数の通知があり、通知によっては内容が非常に実務的になります。ある程度案を作らせていただいた上で、関係者の方々に個別にご意見をお伺いしながら進めさせていただければと考えています。今後の進め方につきましては、組織再編で部署の引継ぎ等もございますので、よくご相談させていただいた上で個別にお示しすることができればと思っております。

○戒能座長

民間団体との協働のあり方等については、2月20日に時間が取れるかを検討させていただきたいと思います。それから次年度は担当部局が変わり、調整が必要となりますので、具体的にどのように進めていくかは、もう少しお待ちいただければと思います。どこかの時点では必ず皆様にご報告をするということですので、ご承知いただけますでしょうか。

○村木構成員

はい、わかりました。

○戒能座長

それでは続いて、赤池構成員よりお願いします。

○赤池構成員

基本方針案についての細かい修正点についてはペーパーで提出しておりますので、どうしても修正してほしい部分と削除ポイントのみをお伝えします。

4ページの「都道府県及び市町村が中心となり、大きな地域格差が生じることのないよう

に」というところを「国が中心となり」と修正していただきたい。毎回お伝えしているところですが、地域格差の是正を図るのは地方ではなく、国の責任と考えるためです。

4 ページの「法の施行に当たっては配偶者暴力防止等法と法の関係性を整理した上で例えば」というところですが、「地域格差が生じないように」を加えていただきたい。同じく地域格差の是正を図るのは国の責任であり、また自治体の裁量に任せれば格差は広がり、是正が図られないためです。

15 ページの「なお、女性相談支援員が設置されていない市町村においては、女性相談を担当する部署において必要な支援を行うことが望ましい」を削除していただきたいと考えます。女性相談支援員の必置が望ましいためです。

20 ページの「一時保護が必要な場合や、女性自立支援施設への入所が必要である場合」から「個別支援のための計画の策定に努めるとともに」も削除していただきたいと考えます。個別支援のための計画は、全ての相談支援に当てはめるのではなく、柔軟に対応すべきと考えています。これも毎回伝えていますが、市町村の女性相談支援員にとっては、日々対応する相談数から考えて、全てに対して個別支援のための計画を策定することは現実的ではありません。計画を立てることで臨機応変な対応の妨げになることを懸念し、削除を希望します。

20 ページの「行政による支援が必要な場合には、初期段階の支援をした民間支援団体及び本人が参画する形で個別支援のための計画を作成することが重要である」を「行政による支援が必要な場合には、個別支援のための計画の策定の有無に応じて、初期段階の支援をした民間支援団体及び本人が参画することが望ましい」と修正していただきたいと考えます。個別支援のための計画は必要に応じて行うべきであると考えするためです。

32 ページの「10. 調査研究等の推進」に女性自立支援施設の支援内容に関することが記載されているため、削除してはどうでしょうか。さらに「被害回復支援に向けた有効な方法」のところですが、「専門人材の確保、育成方策」という文言を加えていただきたいです。またこれについてもずっとお伝えしてきましたが、以下の 2 点を加えていただきたいと考えます。一つ目は、「女性相談支援センター、女性相談支援員（都道府県・市町村）、女性自立支援施設の各機関のガイドライン・指針等を策定するための調査研究を行う。なお、策定したガイドライン・指針等は、策定後の評価・見直しを行うものとする」。二つ目として、「女性相談支援員相談・支援指針の作成にあたっては、女性相談支援員の声を十分に汲み取るとともに、これまで以上に業務を進めやすくするよう、女性相談支援員にとって一定の権限や拠り所となりうる位置付け・内容となるよう、改訂時にワーキング等を開催し修正・更新を行なっていくものとする。」との追加記載をお願いします。

最後に 29 ページの「7. 支援調整会議」についてですが、支援調整会議のイメージが一致できないという点がこれまで議論されてきました。また、同じような会議がいくつもあることで現場の支援が煩雑になるまたは骨抜きになる可能性があるとの指摘もなされましたが、これらの課題を踏まえた是正がなされていないような気がします。そこで支援調整会議

のあり方について、項目ごとに整理した案を別紙にて出させていただきました。また代表者会議で評価を行うと書かれておりますが、第三者評価が別途必要ではないかと考えます。

○戒能座長

支援調整会議についてはお立場によって受け取り方が随分と異なると思います。今後どう扱っていくかについて、河村課長よりお話しください。

○河村課長

支援調整会議の設置は努力義務であり、かつ会議体の中身についてはそれぞれの状況に応じて各自自治体がある程度まで裁量を発揮すべきだと考えています。かつ新たな試みでもあるので、全国統一的な形式を決め切るのは正直難しいと思います。また基本方針、告示は、事務の詳細まで書き込むには適さない部分もあるかと思っています。

技術的な観点から相応しい部分については追記をします。ただ今回は告示に書ける範囲までとさせていただきます。今後、現場との調整を図っていく中で、各方面の意見を伺いながらそのあり方について引き続き考えていきたいと思っています。今回につきましては、この粒度において書き足せることがあれば、ご意見をいただきたいと思っています。

○戒能座長

都道府県レベルと市町村のレベルでの支援調整会議の設置はどちらも努力義務です。その上で、それぞれどう違うのか。誰が仕切って、コーディネートしていくのか。どういう人材が必要なのか。具体的な進め方については、大きな検討課題だと考えております。他の構成員からもご意見がありましたら後ほどお伺いをしたいと思います。意見を反映しながら、引き続き考えていくという進め方について、ご配慮とご理解をいただければと思います。

その他赤池構成員よりお出しいただいたご意見についてはまた検討させていただきます。続きまして大谷構成員よりお願いします。

○大谷構成員

赤池構成員の意見にほぼ賛同します。また本日は、一時保護入所と本入所について意見を出したいと思っています。それらを判断し、決定するのが都道府県の専権事項だとして、その基本方針なり運営基準がどこにも示されていないと思ったので、そこに特化して意見を出させてもらいました。

まず14ページの「(1) 女性相談支援センター」についての第一段落の後に、このような文言を入れていただきたい。「以上のごとく、センターは女性相談の中枢を担うものであり、特に、②一時保護入所、⑤施設入所の可否について決定権限を有することに鑑み、その決定については、すでに市町村相談員もしくは関係団体が把握しているアセスに基づき、何より支援を求めている支援対象者の意向を尊重して決定されるべきである。その際に旧法要綱

において実施されていた、「必要な調査や判定、指導」については、新法の趣旨に反するものであり、廃止されたことに留意する必要がある」。

次に 14 ページの第 2 段落の「アセスメントは一時保護の有無にかかわらず、支援の方針を決定するために必要なことである」の後ろに、「その際には、困難な問題を抱える女性の発見を職務とする相談員、支援につながった民間団体の意見等を尊重し」を加えることで、数度にわたるアセスメント取得にならないように、当初に聞き取った相談員、民間のアセスメント等を尊重した形で決定してもらいたいと思います。現行では、センターでの一時入所の際に、もう一度アセスの取り直しがなされて非常に負荷が高くなっているからです。

また今回の議論などを経て、アセスメント取得のための一時保護入所は必要ないとしていただいたのは本当にありがたいのですが、翻って考えると、本入所の要件が何かについてははっきりとした法定がなされていない。もう少しはっきりした文言が必要ではないかと思ひ、14 ページ下から 7 行目の修文案をご提案させていただいています。「最適な支援となるよう努めなければならない」と「その際、支援対象者の意向を尊重すること」は法定事項です。その後の「支援対象者が抱えている問題および背景、心身の状況等を適切に把握し」も法文です。これに加えて、「前記の相談員の意見及び本人の同意の意見及び本人の同意のもとで」と、本人の意向を最大限尊重する旨を明記していただきたいと思っています。新法における施設入所の場合は、①センターに一時保護された後に支援施設に行く場合、②支援施設が一時保護の委託を受けてその後本入所となる場合、③一時保護を経由しないで、直接施設への本入所となる場合の三つのパターンが考えられますが、その可否は結局はセンターが判断することになると思われます。しかし、法律上は、どのような場合に居住して保護を受けることが必要となるかについて、ほとんど丸投げ状態のように読めます。これらのことはガイドラインや要綱を通じて今後整理されるのかもしれませんが、「居住して保護を受けることが必要か否か」の判断に当たっての基本的な考え方は基本方針の中に書かれるべきではないかと思っています。その他、一時保護と本入所の違いなどについても整理をした意見を出しました。これらを整理した上で、周知もしてもらいたいと思います。

○戒能座長

本入所という言葉自体を踏襲すべきかという課題もありますが、居住して支援をする必要性の要件を明確に示すべきだということですね。この点は、高岸構成員や横田構成員のご意見もあるでしょうから、後ほど皆様で協議をしていきたいと思っています。判定、行動観察、指導などは廃止するという点については既に基本方針の中に含まれていると思います。続いて近藤構成員よりよろしくお願い致します。

○近藤構成員

まず基本計画の策定を指定都市にも義務付けてほしいです。都道府県と市町村の役割が基本方針の中ではまだはっきりしていません。直接支援についても、都道府県それから女性

相談支援センターがきちんと役割を果たすということを明文化していただきたいです。実際に今、直接支援を行っていないという県の支援センターがあります。新法においては、直来、電話、女性相談員からの連絡、警察からの搬送、医療機関との連携などあらゆる経路を通じて支援を求める人たちを排除せずに受け入れ、適切な支援を実施することを都道府県の役割そして女性支援センターの第一義的な機能として明文化していただきたいと思います。

そして政令市による女性支援センターの設置が可能になりましたので、「2. 国、都道府県及び市町村の役割分担と連携」のところで、「基本計画の策定が義務づけられている都道府県及び女性相談支援センターの設置が可能となる指定都市に対しては」と文言を入れて、政令市にも基本計画を義務付けていただきたいと思います。

また新法では、性暴力、虐待、性的な搾取を含めた様々な困難を抱える女性の支援が第一義的に謳われており、そうした方々の支援を具体的にどう進めていくかが大きな課題だと思います。現在は、都道府県に一つ以上設置された性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターが性暴力被害を受けた困難な女性の支援に当たっています。シェルター対応、司法的な支援、警察での対応、その後の回復支援には膨大なメニューがあり、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターや民間の支援団体等がネットワークを組んで仕事をしているわけです。これを法律の中にきちんと位置づけるために、例えば28ページの「(4) 関係機関との連携体制」に「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターとの連携協力あるいは連携体制」という項目を書き加えていただきたいと思います。

それから、これまで売春防止法に根拠づけられてきた支援機関が具体的にどういう限界と課題を抱えてきたのかという反省を踏まえた上でこの法律ができていますので、例えば電話相談件数などだけではなく、具体的な支援がどのように行われてきたのか、または行われてこなかったのかという点について統計化する必要があると思います。そうでなければ、各自治体が当事者のために役に立つ基本計画を策定することは難しくなると思います。

いずれにしても、問題を抱える女性たちが希望を持つことができる具体的な計画及び支援の実施につながるように、ぜひご配慮いただき、必要な書き込みを準備していただきたいと思います。

○戒能座長

基本計画の策定は、都道府県は義務化されておりますが、市町村は努力義務となっております。しかしながら、政令市はセンターを設けることもできる。ですから、法律に書いてはいないが、基本方針において基本計画の策定を義務付けてほしいというご要望がありました。

それから性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターについて、どこかに項目立てができないだろうかというご意見がありました。さらには基本計画策定の過程あるいは見直しの過程において、その地域で具体的な支援がどれだけ進んだのか、どんな課題を

持っているのか、実態に即した基本計画の策定と見直しが必要であるという旨を書き込んでいく必要があるというご意見だったと思います。基本計画の策定義務と、ワンストップ支援センターの位置づけについて、河村課長からお話してください。

○河村課長

法では義務付けられてはいないが、基本方針で指定都市に義務付けられないかという点は、恐縮ですが、法律で議論しなさいければいけないと思います。また自治体に対する義務付けや支援の実施を求めるような記述を行うに当たっては、法律で権利と義務の関係を整理しないといけないので、なかなか難しいかと思います。ただし、中長期にわたる議論の視点という位置づけで、報告書の素材として次回以降のご議論で改めて検討いただくということはあるかと思います。

ワンストップ支援センターについては、28 ページに重要な連携先として記載しています。他の団体にはない留意事項があれば、特出しすることはあり得るかと思いますが、「この連携が重要だ」という書き方だけをしてしまいますと、他が重要でないようにも読めてしまいます。少々悩ましい点かと思います。

○戒能座長

やはり法律に明記していくということが今後の大きな課題かとは思いますが。報告書についての議論の際に再度のご発言をお願いしたいと思います。

それから、ワンストップ支援センターについては、専門性や役割分担の問題も大きいと思います。実際に性暴力の被害にあっている方のケアのあり方は重要な問題と認識しております。新法では、どんな連携をしながら、どんな役割を果たしていくのか。ワンストップ支援センターだけを差別化することは難しいという技術的な課題や関係省庁との調整もありますので、これもまた報告書の中でご議論いただければと思います、いかがでしょうか。

○近藤構成員

よろしくお願いいたします。

○戒能座長

それでは高岸構成員よりよろしくお願いいたします。

○高岸構成員

まず 4 ページに、他の自治体と役割分担して特化した施設を設置することが例示されていますが、他都道府県への施設入所を前提とすると対象者の方の居住地を制約することにもつながりますので、修正が必要だと考えております。県内にある施設のサテライト化や分園化なども考えられますので、例示を落としていただきたいと思います。

6 ページ目の中央から下部に記載されている、一時保護委託先の施設種別と施設数の情報については、秘匿性の高い DV 被害者等の女性の一時保護中の安全確保の観点から削除をお願いします。

18 ページに新たに追記された「その際」から 5 行程度の削除をお願いしたいと思います。女性のライフステージや困難の状況に応じた様々な支援を行う民間団体の育成や確保が必要と考えております。特定の活動を行う団体のみを優遇するような記述は避けるべきだと思います。どんな団体であるべきか、またはどんな団体を除外すべきかは別に規定すべきことですし、性的問題へのコミットの度合いだけで決まるものではありません。またたとえそういう問題の理解があったとしても、貧困ビジネスのような活動をする団体は除外されるべきですので、この部分については削除をお願いいたします。

23 ページの「通勤・通学」のところですが、現状認識の記述を加えた上で、方向性を示すにとどめた表現に修正をしていただきたいと思います。現状では追及の危険のある方とそれ以外の方の棲み分けをどうするのかの議論もまだ十分ではございません。

24 ページ目の「(7) 同伴児童等への支援」については、小学生が多い同伴児童の通学は現実的ではなく、通学先の学校の確保などで現場が混乱する恐れもありますので、保護所内での学習支援の充実が現実的だと考えております。通学時の安全確保については削除をお願いいたします。

次の「(8) 自立支援」についてですが、女性の自立支援の方針の検討や決定は市町村が行う場合が多いため、「市町村」を必ず加えていただきたいと思います。この項目に限らず、「市町村」が漏れている項目は非常に多いと考えております。

次に「(3) 民間団体との連携体制」については、実績のある民間団体が適切でない団体に関する何らかの情報を行政に提供し、それを行政が関係機関と共有をするということは、行政としての説明責任が果たせないと思われますので、削除をお願いいたします。まずは不適切な団体が安易に参入しないような仕組みの導入が必要だと思います。また若年被害女性を指すと思われるような追記部分についても必ず削除をお願いしたいと思います。特定の活動を行う団体のみを指すと思われるような特別扱いは不適切であり、避けるべきだと思います。より広い団体との連携が各地域において進められるべきと考えています。

30 ページに「支援に対する苦情」とありますが、代表者会議は、地域全体で適切な支援が行われるように連携をする場です。支援の内容に問題があれば協議をするというのは当然ですが、苦情処理機関であるかのような記述は不適切ですので、修正をしていただきたいと思います。

この他、各県からの多くの修正意見等が寄せられておりまして、意見書に濃い●で示したものの以外についてもご検討をいただきたいと思いますので、ぜひ反映のほどをよろしくお願いいたします。

○戒能座長

各都道府県から様々なご意見とご要望が寄せられて、それを所長会としておまとめいただいた中でもこれだけはこのご意見かと思われます。苦情処理については、法律として条文化されており、その仕組みをどうするかについては、今後の検討課題であると理解しています。苦情を受け取り、処理するのが代表者会議なのか。そこまでできるのか。

また若年女性支援団体については現代社会においては本当に大きな問題だと思うのですが、以前の湯澤氏へのヒアリングでも中高年のお話がありましたように、どの年代にも困難に直面している女性たちがいらっしゃるという点について、河村課長よりお願いできますでしょうか。

○河村課長

まず代表者会議に関して、「苦情の状況等も踏まえて、実施体制の評価を行う」と書かせていただいているのは、個人の方々からのご意見の中に、一時保護あるいは施設の入所において、現場でトラブルが発生したときに、苦情の申立先が明確でないという投げかけがあったからです。基本的には都道府県なり市町村別の自治体の対応に対するご苦言だと思いますので、そのご苦言について、全体の状況を捉えた上で、どのような支援体制を構築すべきかを議論するのがまさに支援調整会議の代表者会議だと思います。苦情をあくまで参考材料として踏まえた上で、全体的な評価をしていくというのが事務局案となっています。そういった枠組みがないと、ご苦言が、行政としての体制の整備に活かされないと思います。

ご苦言は今までも都道府県や市町村の窓口に届いており、中間部署がその対応を検討し、代表者会議はそれらを材料にして地域の支援のあり方を検討していくという文脈がよりわかるようにより適切な表現に改めるということはできるかと思います。もしくはその仕組み等も踏まえてじっくりと話し合わないとは書き込めないのではないかとこのご意見が多数を占めるようでしたら、削除もあり得と考えます。

それから若年女性を特別扱いしているのではないかとのご指摘に関しましては、構成員の方々からお出しいただいたご意見をそのまま取り入れているものではありません。決してそのような趣旨ではありません。ただし、誤解を招く表現ではないかというのは御指摘の通りかと思えます。表現を少し工夫させていただいて、女性のライフステージ全体に対して民間の取り組みが重要だと記載を改めることができるかと思えます。

○戒能座長

それから通学については、一時保護所内での教育学習の充実が重要ではないかと思えます。児童というのは、安全性の幅が広い。また、小学校や義務教育だけが該当するのかといった点も整理が必要です。少なくとも誤解が生じないような表現に改めていくということには努めていきたいと思えます。

若年女性支援団体を特別扱いというご指摘については、決してそうではないと私は理解

しておりまして、歴史的な観点から見る必要もあります。これまでこの領域にあまり資源をかけてこなかったために、最も支援に遠い存在と言われてきたグループの一つです。ただし、あらゆる年代の方々が対象であるということがわかるように、工夫して書き込んでいただければと思います。

○高岸構成員

連携先が性暴力や性被害の支援を行う団体となるべきと読み取れるような部分については必ず修正をお願いしたいと思います。実施をする方としては、納得しがたい部分がありますのでよろしくお願いします。

○戒能座長

もう少し幅広く、様々な女性の支援団体との連携と書き換えることで解決できるのではないかと思います。続きまして、橘構成員よりお願いします。

○橘構成員

28 ページの「(4) 関係機関との連携体制」についてです。配偶者・親族からの暴力被害を受け、支援措置のために役所や警察に手続きに行く際に、年金事務所などが連動していないと感じています。そのため、住民票の写しなどの交付を制限する手続きとは別に、年金事務所に対しても秘密保持の申し出をしないとイケない状況にあります。例えば代理人が年金相談等で窓口にお問い合わせした場合、なりすまし委任状の作成を通じて、加害者が被害者の情報を知り得ることがあります。また加害者の被扶養者として健康保険に加入している場合も、事業者経由で加害者が被害者の住所を知りえる可能性があります。1 カ所で申請すれば、関連するもの全てに反映されるべきではないかと思い、意見を言わせていただきました、あとは座長に一任したいと思います。

○戒能座長

具体的には年金事務所を連携先として書くということですね。

○橘構成員

はい。年金事務所でも秘密保持の申し出をしないとイケないということがなかなか周知されておらず、1 カ所の申請で反映できるようにするために、連携先として書いてほしいと思いました。

○河村課長

連携先に記載することで解決できる問題ではなく、改めて年金局とご相談いただかないといけない事項なのかなと思います。ただし、連携先としてあり得るという趣旨であれば、

私から年金局にご相談した上で反映することは可能かと思います。

○橘構成員

どうしたら良いのでしょうか。役所や警察で手続きを行っても、年金の手続きで秘密が守られないのであれば、危険だと思います。

○河村課長

DVのご担当に、指針等でこの問題をどのように処理されているかをお答えいただきたいと思います。

○戒能座長

オブザーバーとして参加されている内閣府の方はいかがでしょうか。

○内閣府（オブザーバー）

基本的には年金局がお出しになっている通知があると思います。その確認をしてご連絡させていただいてもよろしいでしょうか。

○戒能座長

相談員の業務の中で大きな問題として取り上げられているのだと思います。内閣府から年金局に確認をしていただくという対応を取りたいと思います。続いて、仁藤構成員よりお願いいたします。

○仁藤構成員

基本方針について三点お伝えします。一つ目は、一時保護すべき状況にあるにもかかわらず、これまで一時保護がされなかった場合の例について、高岸構成員より「出所が明らかにされていない苦情」とのご指摘があったのですが、これらは2019年の女性新法に関する検討会でも議論されて、何が相談者の一時保護利用を妨げてきたのかが明らかになったものです。東京都の女性相談センターの当時の所長もこの会議に参加していました。こうした実態を踏まえ、実効性のある新法にするための基本方針ですので、このまま残していただく必要があると考えます。

また、必要に応じて一時保護委託を検討するという高岸構成員のご提案はあってもいいと思うのですが、今まではセンターでは対応できないとの理由で保護を断わられることが多くありました。委託先がないから保護しないという言い訳に使われないようにしていただきたいです。

二つ目は、21ページの⑦の「支援対象者について、その心身の健康の維持のために保護することが必要な場合」は、「心身の健康の回復及び回復支援につなげるために必要な場合」などとすることはできないかと思っています。現状では女性相談センターでは精神状態が

良くない相談者が受け入れてもらえず、本来であれば手厚い支援が必要な状態にある方を支援の手薄な民間で見なければならないということがよくあります。そうした問題意識から、今回の新法では、精神的に安定しない状態にある方についても公的責任で保護できるように変革をしていくことが大切ですので、残していただきたいです。心理士や医師がいて、専門性を持った支援を行うことができる女性相談センターが保護をして、女性自立支援施設へとつなげていくという役割を果たしていただきたいと考えます。回復支援のコーディネートを民間に押し付けるのではなく、行政が責任を持って行えるようにこの部分は残していただきたいです。

三点目として、「10. 調査研究等の推進」に、加害の実態調査を盛り込んでいただきたいということを改めてお伝えします。被害を生み出さないためには、加害の実態を把握して対策を講じ、必要な支援等を検討することが不可欠だからです。

それ以外では、この基本方針については大筋で合意できる内容になっていると思います。また、支援調整会議や民間団体との連携についても詳しくというご意見がありましたが、私としては来年度にじっくりと進める方が良いのではと思います。

○戒能座長

「心身の健康の維持のために」を「健康の回復のために」に変更できないか。それと民間支援団体との協働や支援調整会議については、次年度にじっくりときちんと議論すべきだというご意見を伺いました。調査研究については、今後の課題になるかと思います。河村課長より何かございましたらお願いします。

○河村課長

一時保護の基準について、健康の維持と回復のいずれかにつきましては、構成員の中でご意見が割れています。元々は、女性相談支援センターの業務として「心身の健康の回復を図るため、医学的又は心理学的な援助その他の必要な援助を行うこと」という案がございましたが、現実的には一時保護中に短期の回復を図るのが厳しいというご意見がありました。そうは言いつても、その方を、とにかく保護しないと、例えば自殺につながりかねないとか、心身の安全が確保できないという状況を念頭に置いて、現状では維持や確保といった表現形にしておりますが、それでも高岸構成員からは削除のご意見をいただいているかと思えます。全体的な状況を踏まえてのご判断が必要かなと思います。

○仁藤構成員

一時保護の間に回復できなくても、回復支援につなげるために一時的な保護が必要だと考えます。民間の立場からなぜひ気になるかという点、「維持」とすることで、精神的な状態が既に悪い方を受け入れない言い訳のように使われる可能性があると考えるためです。基本方針を実効性のあるものにしていくためにも、例えば「維持」より「確保」が良いかなと

思います。

○戒能座長

そうですね。「確保」が良いですね。

○仁藤構成員

回復につなげるためにも休むことは必要だと思ってのご提案でした。

○戒能座長

健康の維持よりも健康を確保していく。回復のあり方は個人で大きく異なり、また長期的なスパンで考えなければいけないので、「回復につなぐ」とすることで、一時保護が断られるような事態を防ぐ。また民間と公的機関のあり方については改めてご議論いただければと思います。それでは横田構成員よりお願いします。

○横田構成員

まず 16 ページの「(3) 女性自立支援施設」のところがまだ訂正されていないようです。「困難な問題を抱える女性を入所させてその保護を行うこと」は「入所につなぎ、その支援を行うこと」と変えていただきたいと思います。また「心理学的な援助を行う」は「心理学的支援を行う」に書き換えていただきたいと思います。それから、「被害回復支援等を含む自立促進のため」の「促進」は不要です。また「相談等の援助を行う」の「援助」も「支援」に書き換えていただきたいと思います。

それから 17 ページの上から 4 行目に加筆をしていただきたいと思います。特に支援対象者の年齢も幅があり、施設は個々の人生のステージに対応する機能が求められている。そのために支援員は、専門職としてのスキルの向上に努める意識を育てなければならない、またさらに大事なことは、今までのような指導ではなく、支援対象者が望む支援であることを認識する。また支援のみではなくて、施設全体で支える雰囲気も大切になるため、施設はそのことにも留意しなければならない、特に暴力被害からの回復については、心理職などによる専門性の導入が求められるということを書き込んでいただきたいと思います。

次に通学支援ですが、最近になって若年女子が増えてきたことで支援の課題が広がりました。顕著なのが通学であり、施設は本人が通学を望めば、そのニーズに対応することが求められています。しかし、様々な課題も生まれています。例えば、施設設備あるいは学校の費用負担の問題等です。今後検討される事項であると思い、ここに付け加えさせていただきました。

また 24 ページの「(6) 生活の場を共にすることによる支援」ですが、生活の場を共にするということが、女性自立支援施設においては最も大事なところだと思います。4 行目に、「支援にたどり着くまでに安心した生活環境・関係に置かれていなかったであろう支援対象者に「生活」を取り戻すことは「自分らしく生きる」ことへの希望にもつながる。その提

供は単に場所を提供することではなく、支えあい、信頼しあい「共に暮らす」ことから生まれる「人間らしさ」の回復でもある。中長期に支援する女性自立支援施設はその機能を有効に生かす支援を率先して行うことが求められる場所でもある」との加筆をお願いします。

25 ページの「① 心理的支援」の 4 行目にも「次に「心の回復支援」である。長年被害に遭遇していた支援対象者の心の傷は深く、回復には長い時間が必要となる。その状況は個々に異なるが個人を尊重し、専門的心理支援の導入を経て、丁寧に回復につなげることが社会的自立の一步につながる。心の回復が未整理のままでは次のステップに行っても自立の道にはなかなかつながらない」という現場からの声を加筆していただきたいと思います。

それから、生活支援については、以前は金銭管理に一般生活費等が入っていましたが、これを削除していただき、ありがとうございました。

「③ 日中活動社会的自立・経済的自立支援」は、とても良い言葉に書き換えられたと思います。ただ 3 行目に「女性自立支援施設の日中活動は工賃収入が目的になる内職などに終止せず、生活展望や心の回復につながるようなプログラムも必要となる。今までの生活体験や社会経験の中で触れることのなかった経験になるような枠を広げた資源の提供にも心がける」と加筆いただきたいと思います。工賃収入すら得ることができない対象者への生活支援費については、今後もまたお話ししていきたいと思います。

26 ページの「(9) アフターケア」については、自立と孤立がつながっているということを含めて、特に丁寧に対応していく必要がある旨を加筆していただきたいと思います。

それから居住地特例についてです。母子生活支援施設につなげようとしたときに、自治体によっては受け入れてもらえないことがあります。婦人保護施設が、障害者総合支援法における特定施設のようにならないかということも考えてみていただいた上で、安心と安全の中で母子を守ることができる仕組みが求められるかと思います。

また 28 ページの「(4) 関係機関との連携体制」に福祉事務所が含まれていますが、ここに男女共同参画課が入ると具体的な居場所作りが各地域で広がっていくのではないかと思います。

また今後に向けて、併設施設の問題などについても改めて示すことができたらと思います。

○戒能座長

併設の問題は、女性自立支援センターにも関わることで、報告書の議論でお願いできたらと思います。

横田構成員が冒頭で指摘した部分については、法律の文言を引用したものだと思います。法律の文言であるということがわかるように、「」にしていだけたら、誤解が生じないかと思います。

また施設の運営指針については改めての議論が必要になるかと思います。通学支援についても本当に深刻な問題があるので、報告書で課題として触れていただくということで、河

村課長はいかがでしょうか。

○河村課長

このタイムスパンで十分に議論できない課題についてはそのようにしていただけたらと思います。

○戒能座長

現行法では解決できなかったことがたくさんあると思いますので、改めて報告書の議論としてご指摘いただければ大変助かります。横田構成員、そのような形でいかがでしょうか。

○横田構成員

了解いたしました。よろしくお願い致します。

○戒能座長

最後になりましたが、馬場構成員よりご発言ください。

○馬場構成員

まず1ページの上から3行目なのですが、同条第4項ではないでしょうか、ご確認をお願いします。

また17ページに「地域における生活の再検討の自立支援」とありますが、イメージが湧きづらかったです。恐らく地域で再び仕事を立て直すための支援という意味だと思うので、「地域における生活を再構築するための支援」の方がわかりやすいと思いました。

○戒能座長

再構築とか生活再建ということでしょうか。

○馬場構成員

そういうことだと思います。

○戒能座長

「地域での生活再建」の間違いではないかなと思います。

○馬場構成員

18ページの赤字追記部分については、重要な視点であることには異論は全くないのですが、これが性暴力であっても、配偶者からの暴力であっても、薬物であっても、貧困であっても全てに当てはまるかと思いますので、例えば「様々な困難を抱えた女性たちがその困難

の原因となっているものに依存せずとも生活していける。そういった状況をきちんと理解できる団体を」というような内容に変更するのが良いと思いました。

また「性搾取の構造の理解が不十分である団体」という記載については、確かにこういったことをビジネスにしてしまう団体が入ってくるのはふさわしくないのですが、これから女性支援団体を増やしていこうという段階にありますので、新規参入を妨げるような文言はあまり書かない方が良いでしょう。これは、私の感想であり、実際に違っていたら大変申し訳ないのですが、特にこの女性支援の分野に関しては、新規参入が非常にしづらい雰囲気があるので、そういった団体を各地に増やしていくことを考えるのであれば、むしろ間口は広げておく方が良いでしょうと考えております。団体の条件などを定める必要はありますが、ここで絞る必要はないと思いました。

支援調整会議については、これ以上会議が増えてしまうのは自治体にとっての負担が大きいのという点は私も同意見でございます。北海道では、婦人相談に関する協議会など様々な団体の代表者が集まって自己紹介をする会議であれば既にありますので、新しい会議体を作る必要はないと思っています。必要なのは、個別ケース会議のようなものをもっと速やかに開催できるような仕組みであり、それについては各都道府県と市町村とで検討していく必要があるのかと思います。

○戒能座長

支援調整会議は努力義務ですので、具体的にどうすべきということは基本方針には書かないという方針ではあると思います。ただ、ご指摘がありましたように、個別ケース会議が開けないということがないようにという点を踏まえて書き込むべきというご意見として伺いました。

それから民間支援団体をいかに増やしていくかについては本当に大きなテーマだと思います。その方法について、また今後ともご議論いただければと思っています。文言のミスや修正がまだ不十分だった点についてはご指摘いただき本当にありがとうございました。基本計画についてなど、他にご意見はございませんか。

○馬場構成員

基本方針については実効性を伴うには非常に難しいなと思いました。ただ、ここを乗り越えないと、新しい支援につながっていかないと思います。鍵となるのは都道府県と市町村がいかに連携していくかです。もうそこに限ると言ってもいいかもしれません。本会議を傍聴されている都道府県の関係者もいらっしゃると思いますが、私たちは、都道府県、婦人相談所、相談支援センターの専門性を分けていただきたいと感じています。支援の対象となる女性たちはまず市町村につながります。そして、市町村の職員や民間団体が支援に当たることになる。ただし、都道府県が持っている施設と専門性に関しては、どうか市町村に寄り添っていただきたいと思います。今は非常に距離があって、その距離を埋めるのがなかなか難しい

状況にあります。そこは課題だと思いますので、これからどうぞよろしくお願いします。

○戒能座長

多くの都道府県の関係者の方々が傍聴していただいていると思いますが、どの都道府県でも一番の課題だと思います。単に助言するのではなく、寄り添ってほしい。それから専門性や資源を市と一緒に使えるようにしてほしいというご発言だったと思っております。基本計画について、このような表現はありましたでしょうか。

○河村課長

連携については随所にあります。寄り添うという表現はないかもしれません。

○戒能座長

専門性を市町村でも生かせるようにしてほしいということだと思います。今までは都道府県のお仕事という位置づけだったので、新法では市町村が責任を負うと言われても、どうしたらいいかわからないという状況ではないでしょうか。だから基本方針に「寄り添う」などの表現を入れることを考える必要もあるかもしれないと思いました。

○馬場構成員

基本方針に書くことができれば一番良いのですが、他とのバランスがあるかと思いますが、お任せします。

○河村課長

12 ページの第 2 段落には「都道府県は、広域的な観点から、市町村が実施する困難な問題を抱える女性への支援が円滑に進むよう、市町村における基本計画の策定状況や各種施策の取組状況等についての情報提供、市町村のニーズを踏まえた包括的な支援を展開する等」との記載があり、ここで十分に汲み取れていない部分があれば、言葉を足していくことができると思います。

○馬場構成員

ただし、どのように実効性を持たせるかについては、市町村と都道府県同士が解決すべき課題だと思っています。記載されているということについては理解しました。

○戒能座長

表現の可能性は追求したいと思います。先ほど触れた、内閣府からの情報提供については、事務局からチャットを通じてご案内します。

それではこれまでの発言に対するご意見がありましたらお願いしたいと思います。大谷

構成員よりお願いします。

○大谷構成員

寄り添うというよりも、現場を尊重してもらいたいと思います。最初の発見者である市町村の相談員の意向が、一時保護や本入所の判断に当たって優先的に取り入れるべきだという意見を出したつもりなので、「寄り添い合う」という以上の言葉を考えていただきたいです。

またお話を聞きながら、相談員の格差はとても大きいのだろうと改めて思いました。その格差の余波を一番受けているのは、民間相談につながった女の子たちです。この子たちが市町村の相談員の同意を得てもセンターの同意が得られないとか、一時保護や本入所がわからない基準で決まってしまうことについてはかねてから疑問に思っていたので、新法でははっきりさせてもらいたい。一時保護入所はもう必須ではない。直接的に本入所ができるという道が開けたはずなので、今後はこのルートを検討する。その上では、法文上で意見案として出した「支援対象者の意向を尊重する」と「心身の状況を適切に把握する」のうち、「心身の状況の把握」に関しては市町村の相談員及び民間団体の意見等々を尊重してもらう。彼らが客観的に支援が必要な状況であると判断したならば、本人の意向に沿った判断をセンターがするという立て付けをイメージしていただきたい。そうでないと、結局は前と同じになってしまうと思うのです。大きな改革ですので、痛みを伴うことは間違いない。そして一番痛みを伴うのは、申し訳ないですけども、都道府県やセンターだろうと思います。そこが変わろうとしていただかない限りは本当に変わらないので、今回の基本方針に盛り込む形で方向性を明らかにしていただきたいと思いました。

○戒能座長

続いて高岸構成員よりお願いします。

○高岸構成員

女性相談支援センターのあり方について大谷構成員からご意見をいただきましたので、少しコメントしたいと思います。市町村や民間団体と密な連携や情報共有をすること、またご本人のお気持ちをしっかりと受け止めて尊重していくことの大切さはその通りだと思います。ただ、次期法改正で都道府県が直接あるいは委託して措置を行う仕組みを契約制度に移行し、またご本人に負担能力がある場合は、相応の個人負担も導入するといったことが実現して初めて、ご本人が施設を選択できるようになっていくのではないかと考えております。現行制度は都道府県措置として、都道府県と国で100%の経費を負担しております。ご本人負担は当然ございませんし、市町村にも負担はございません。

そうした中で、センターでご本人と一対一で面談したり、しっかりご本人の気持ちを聞いたり、必要に応じてアセスメントをした上で判断していくことを禁じられてしまいますと、

関係機関や民間団体からの情報のみで決定をして経費だけを出すということになり、行政機関としての責任を果たせません。そうした支援が本当に必要だという判断をして決定するためには、やはりご本人様との面接や、センターの職員がご本人に接してお気持ちを聞くという過程を経ることが必要だと思っております。

また、関連する民間団体がなかったり、市町村に相談支援員が設置されていない自治体もある中で、指針に盛り込む内容については、各都道府県に共通する内容にしていく必要があると思います。

○戒能座長

大谷構成員より何かございますか。

○大谷構成員

禁じるとは申し上げておりません。現場の意見を尊重して決定していただきたいということです。都道府県に決定権限があるということは十分承知しております。

○戒能座長

大谷構成員は意見書にもそのようにお書きになっていらっしゃるし、むしろ判断する時の要件を明確にするべきだという意見です。都道府県のセンターが判断をしていくことを禁じることを求めているわけではないということをご理解いただきたいと思います。

また各県で状況や資源が異なり、歴史も違うということは皆様も重々承知の上だと思います。ただし、その中で大事にすべきことは共通していると思いますので、そこはご理解いただけたらと思います。今の議論について、村木構成員よりどうぞご発言ください。

○村木構成員

非常に難しい問題だと思います。特に措置と契約は、基本的な立て付けに関わる問題です。確かに施設への入所基準は全く書かれていませんが、一時保護については法律から要請された基準設定なので、同じような詳しさに本入所について書くことはなかなか難しい。ある程度まで概括的な基準で、法令に委ねていくのが良いのではと思っております。

○戒能座長

近藤構成員よりお願いします。

○近藤構成員

北海道では、8つの拠点団体に直接アクセスされた当事者の方をすぐその場で民間団体が一時保護をして、その後の中長期的な支援についても北海道から委託を受けるという方式を採用しています。2001年にDV防止法ができてからずっと実施していて、それがとても

良い効果を生んでおります。民間支援団体の委託の数も北海道がとりわけ多いのは、そういった方法で当事者のニーズを最優先させているからです。

都道府県に措置判断をする権限と責務があるから判断はセンターでというのは、当事者の権利行使を阻害することがあります。私たちは細かいケースを全て報告しますし、その都度、北海道のセンターとケースカンファレンスを行いますし、具体的な支援を協働して進めています。都道府県の方が当事者ニーズに沿った基本的な基準さえ持っていれば、当事者がどこにアクセスしても、すぐそこで「具体的な報告をお願いします。すぐにケースカンファレンスをしましょう」となる仕組みさえできれば、私は何の問題もないと思います。

○戒能座長

北海道方式のケース事例なども参考にしていければと思っております。堀構成員よりいかがでしょうか。

○堀構成員

二点あります。一点目が一時保護や女性自立支援施設への入所が必要な場合の個別支援の計画についての削除というご意見ですが、現場の大変な状況というのはお察しするのですが、継続的な支援や複数との関係機関との連携が必要な場合は、本人が含まれたアセスメントのもとでどう支援していくかを計画に落とし込んでいくというのがソーシャルワークの考え方としてあるかと思います。状況が変化した場合にはもちろん計画を変更するという柔軟性が必要かと思いますが、だからといって計画を立てること自体が対応の妨げになるとは捉えないというのが一般的ですので、この文章は必要と考えています。

もう一点は、報告書の話になるのかと思いますが、支援調整会議については次年度以降に丁寧に議論すべきという意見に賛成です。厚生労働省が要保護児童対策地域協議会スタートアップマニュアルを作成されているので、そういったものを参考にして、次年度以降の調査研究などを通じて丁寧に議論できると良いと思っています。

○戒能座長

支援調整会議のマニュアル作りも大きな課題です。要対協における運用のあり方や課題も含めて、きちんと議論をしながらマニュアルを作っていくというご提案だと受け止めました。

○堀構成員

要対協の実務や運営のマニュアルは、都道府県や市町村が作っているようですので、その前の最初のマニュアルとして提案しました。

○戒能座長

基本計画においても大きな論点になると思います。次に横田構成員よりお願いします。

○横田構成員

相談センターの話が出ましたが、今後は三機関の連携がすごく重要になると思います。ただ現実にはここ何年もの間、当事者の方が必要な支援を受けられていないという苦情が私たちのところにたくさん入ってきていますし、相談員や民間団体からなかなかセンターを通過できないという話を聞きます。これから改革していくことにはなりますが、66年にわたる売防法の名残は意識的に努力しないとなかなか消えないと思います。

○戒能座長

公的機関や三機関の連携については基本方針にも取り入れています。続いて仁藤構成員よりご発言ください。

○仁藤構成員

一時保護中の通学が難しいという点について、保護所での勉強を充実させることは当然として、通学の権利も保障していただきたいと思います。もちろん加害者に追われている場合は難しいかもしれませんが、DV被害の子を車で学校まで送っている母子生活支援施設もあります。できる限りの体制を作っていくことが子どもの権利を守るために必要だと思うので、現行案を残していただきたいと思っています。

通学は現実的ではないという現状こそが問題であり、それを理由に保護を拒む母子や若年が多くいるので、通学をできる限り支援するように明記してほしいと思います。

○戒能座長

続いて村木構成員よりお願いします。

○村木構成員

支援調整会議ですが、まだ新規作成ということもあり、皆様のイメージがはっきりしていないというのが実情だろうと思います。赤池構成員の提案は非常に分かりやすいと感じましたが、まだそこまで具体的には書けないだろうと思います。要対協にしても障害者の自立支援会議にしても、上手く進んでいるところとそうでないところの差は随分と大きいです。これらのモデル事例も含めてきちんと調査研究をして、画一的ではない、様々な方法を示したマニュアルにすべきではないかと思います。このため、支援調整会議についてはもう少し詳しく研究し、モデルを多く集めていくと書き込んではどうか。

二点目は民間の支援団体についてです。参入をあまり制限すべきではないというのは確かにその通りです。一方で生活保護ビジネスのようなものも存在し、自治体が不安に思っているともお聞きしております。それらを踏まえると、この基本方針の中である程度はこうい

ったものが望ましいといった記述は必要であり、全部削除は厳しいかなと思います。

三点目として、個別支援計画はイメージが共有できてないのではないかな。膨大なものを想定するのではなくて、当事者を支援するための方向性という位置づけで良いと思うので、もう少し柔らかい表現が必要かもしれません。

最後に性暴力ワンストップ支援センターについての特出しですが、児童相談所は特出しがされています。基本方針全体として性的被害からの立ち直り支援が強く謳われている中で、児童相談所と同程度に重要なものとして、ワンストップ支援センターについて特別に言及することは可能ではないかと考えています。

○戒能座長

28 ページに記載された連携先として児童相談所が特出しされておりますので、性暴力ワンストップ支援センターも重要な位置付けとして示す必要があるとのご意見であると受け止めました。

支援調整会議については、本当にイメージが共有されてない。これから始める新しいことであり、地域ごとに違いがあることを踏まえて、調査研究のテーマとして入れられるのかどうか。いずれにせよ、一定の手続きやプロセスが必要であり、拙速にマニュアル化すべきではないと皆様がお考えであると思いました。次に赤池構成員よりお願いします。

○赤池構成員

個別支援のための計画についてですが、全く必要ないとか、全く作らないという意味ではありません。新規の相談は一回から複数回、数年にわたるなど様々な状況がありまして、来所相談だけではなく、一時保護や避難や施設入所もあると思います。それら全てに対して作るのではないという意味において、「必要に応じて」と入れていただくと良いと思います。今まで行ってきたことはこれからも行っていくと認識しているのご理解いただきたいです。それと、私たちが提出した意見書は、あくまでも基本方針案として示されたものを整理し直したものだということをご理解ください。

○戒能座長

「必要に応じて」というのは支援方針ですね。このような表現はどこかに書いてありますか。

○河村課長

20 ページの「一時保護が必要な場合や、施設入所が必要である場合、各種の社会福祉サービス等を組み合わせながら支援を行う必要がある場合等を中心に」とした上で、「個別支援のための計画の策定に努める」となっています。全員に対して計画を作りなさいというよりは、努めましょうという記載になっています。

○戒能座長

計画という言葉には、毎回到わり文書化していくというイメージがあるのかもしれませんが。

○赤池構成員

一時保護する時はどこの市町村も、必ず一時保護依頼のようなものを出しているのです。そこにアセスメントした内容もきちんと書いています。その後一時保護に入った状況で、さらなるアセスメントをして計画を立てていくというのはご本人も含めて協働で行うことかと思えます。

○戒能座長

赤池構成員が仰ったような趣旨をよりわかりやすくするために書き直すのは難しいでしょうか。

○河村課長

一時保護の前に作るという趣旨では全くなく、本人の参画を得て計画を策定すると書いてあります。保護期間中の聞き取りを含め、プランニングのためのものとして位置付けるとも書いています。後段の「また」のところに、「努める」という性質のものであることを書き加えることができるかもしれません。

○戒能座長

「また」のところに、「努める」というニュアンスを書き込んでいただくということでしょうか。

○赤池構成員

お願いいたします。

○戒能座長

それでは高岸構成員よりお願いします。

○高岸構成員

同伴児童の通学については、前回も意見を出させていただいたのですが、同伴児童のほとんどが幼児または小学生であり、義務教育以下の年齢の方が 9 割を超える状況になっています。母子生活支援施設はそもそも母子を対象とした施設なので、子どもたちが施設から地元の学校と一緒に通学する体制を取るということが可能かもしれませんが、女性相談支援センタ

一や一時保護所が場合によっては各県に 1 箇所だったりする中で、シェルターからシェルトアの地元の学校に通学をすることで、シェルター性が保たれるかどうかの心配もあります。あるいは元々住んでいた自治体の在籍校に遠い距離になりながらも通学するのか。数週間という短期間の在所期間において、お母さんと一緒に逃げてこられて、最初は落ち着かない状況から段々と眠れるようになって、ご飯も食べられるようになって、遊べるようになって、勉強できるようになって来たね、という過程の中で、お母さんと一緒に過ごす時間もなまに地元校に通うことができるのか。またシェルターから地元校に通学する場合は、通学先の確保について各県からも疑問が出ております。地元の学校を探すよりは、一時保護所の中に学習指導員の体制を整備する方が重要ではないかと思います。

○戒能座長

一時保護所の場合は圧倒的に乳幼児と小学生が多い。女性自立支援施設ではもう少し上の年齢が多いでしょう。通学したいというご希望の方もいらっしゃるので、年齢などに応じて分けて考える必要があると思います。

予定の時間となりました。本当に活発な議論を通じて、様々なご意見をいただきました。この有識者会議が意義のあるものだったと痛感しております。本当はもっと議論していきたいところですが、パブリックコメントで国民の皆様のご意見を伺う中で、今までなかったようなアイデアや議論、ご提案があるかもしれません。それらを今後組み入れていく必要がありますので、この段階で基本方針案については議論をまとめさせていただき、座長の私に一任することをご承認いただけますでしょうか。ありがとうございます。まだ課題がたくさんありますが、それらは報告書の議論として出していただけたらと思います。それでは座長である戒能と事務局に一任していただいたと考えておりますので、どうぞよろしくお願い致します。それでは、パブコメまでの過程をお話いただけますでしょうか。

○河村課長

本日も、たくさんの意見書をいただきました。反映作業を考えますと、20 日前後のパブコメ開始が最短かと思っております。パブコメが始まりましたら皆様に一斉にメール等でご連絡をさせていただきます。

○戒能座長

ご一任いただきましたので、パブコメに向けて方針案を再修正していくという最後の作業に取り掛かりたいと思います。パブコメ案についてはご連絡をきちんとするということでご理解いただけたらと思います。それでは 10 分間の休憩に入ります。

(休憩)

○戒能座長

本日の2番目の議事に移りたいと思います。政省令と告示についてです。まず河村課長から資料のご説明をいただきたいと思います。

○河村課長

2種類の表があると思います。前回から表の建て付け自体は変わっておりません。資料2の一番左に法律の委任根拠がございまして、基本方針と女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準以外の法令について、政令、省令、告示を整理させていただいているものがあり、さらにこの下に女性自立支援施設の設備及び運営基準についての省令がございます。

青字の部分が、12月26日の会議以降の修正部分でございます。多くの部分は技術的な内容を含めた法令審査に伴うものです。資料2の省令の第一条で、一時保護の場合を定めているところにつきましては、先ほどのご議論を踏まえて「確保」で揃えさせていただこうと思います。それ以外のところは大きな修正はございませんので、ご参照いただければと思います。

前回特に大きな議論になりました、女性自立支援施設の設備及び運営基準の方ですが、第十三条で改めて、原則として個室であるとした上で、青字の通り、監護しているお子さんを同伴している場合で、入所者の支援を行うために必要だと認められる場合には、前項の規定に関わらずそのうちの居室の定員を二人以上とすることができると修正しております。この場合に、狭すぎないようにすべきとのご指摘を受けて、第十一条の4項イで「入所者一人当たりの床面積は、概ね九.九平方メートル以上」としています。概ねですので、お子さんが赤ちゃんだったり乳幼児だったりした場合に、絶対に九.九の2倍でないといけないというわけではありませんが、十分な広さというのは読み込めるのではないかと思います。それ以外のところは読んでいただいた通りの条文ですので、よろしくお願いします。

○戒能座長

皆様からご意見や修正案等をお伺いしたいと思います。堀構成員からお願いします。

○堀構成員

文言の追加あるいは修正などをしていただいております、あとは技術的な部分になりますので、私からは特にありません。

○戒能座長

続いて村木構成員よりどうぞ。

○村木構成員

私からも特段の意見はありません。

○戒能座長

赤池構成員よりお願いできますでしょうか。

○赤池構成員

私どもの方からも特に意見はありません。

○戒能座長

続いて大谷構成員よりどうぞ。

○大谷構成員

特にありません。大丈夫だと思います。

○戒能座長

近藤構成員よりいかがでしょうか。

○近藤構成員

私からは質問があります。法律では、第 12 条に「女性自立支援施設を都道府県で設置できる」という規定がありますが、女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準では、社会福祉法と地方自治法の縛りがかかっているようで、いずれにしても都道府県と指定都市または中核市が設置できるように読めます。女性自立支援施設を新たな設置基準で作る場合、困難な問題を抱える女性支援の法律のみに根拠づけて、この新設の運営基準を作ることはできないのでしょうか。もっと柔軟に、都道府県以外でも女性自立支援施設を作ってほしいと思います。女性相談支援センターは、都道府県と政令市が設置できますが、女性自立支援施設こそ様々な場所に必要です。

○戒能座長

社会福祉法ではなく、女性支援法を根拠としてもっと緩やかに設置できないかということですが、社会福祉法を根拠とする理由があるのではないのでしょうか。

○河村課長

女性自立支援施設を第 1 種社会福祉事業に位置付けることで、税の減免などを受けられるようになっているというのが一点あり、その最低基準に当たるものがこの省令であるという構造です。ただ、近藤構成員の問題意識を踏まえますと、例えば介護保険や障害福祉サービスの事業所のように指定制とし、手を挙げて基準を満たしていれば指定が受けられるような仕組みにすべきではないかとのご意見として理解しました。

先ほどもご議論がありましたが、入所措置を全額公費で支弁をするという建て付けを困難女性新法においても取っています。その上で、支弁先になる女性自立支援施設の支援の内容を困難女性新法でも規定をしているという構造です。

指定制を取って、総量規制を設けて、必要なサービス料を越えて指定されないようにするという方向性を持っているものは、多くの場合、契約で利用した費用について、個別給付の形で個人が受けるように設計されております。個人が契約してサービス提供を受けるという建て付けにするかについては、制度の根幹に関わる、婦人保護の性質をどう捉えるかに関わるものです。

一時保護を行政権限で行い、その後に施設措置をする類似の例として子供の虐待の対応がありますが、あれも基本的に一時保護をして、措置をして、全額支弁をする構成をとっています。児童養護施設については、認可をして、ある程度まで都道府県がコントロールする中で指定制を取り、客観基準さえ満たせば、参入ができるというあり方になっています。

回答が近藤構成員の問題意識に寄り添っていたかという点と難しいですが、設備の運営基準の問題というよりは、法の根幹の立て付けのことと受け止めました。

○戒能座長

もっとニーズがあるはずなのに、というご意見だと思います。現行の法制度ではこの形が取られており、社会福祉の根幹に関わるかもしれない議論になってしまうので、ご理解をいただければと思います。

○近藤構成員

的確な団体や法人等に事業委託することができると法律に書かれているので、都道府県が市町村のいずれかに、女性自立支援施設を設置して、必要な団体等に委託するという方法は残されているわけですね。

○河村課長

社会福祉法人が設置している施設に委託をするのではなくて、市町村が自治体として設置した施設にという趣旨でございますか。

○近藤構成員

要するに、法律を変えることが難しいのであれば、数を増やすために、この困難女性支援新法に沿って、都道府県が市町村に新たな女性自立支援施設を作り、社会福祉法人等に事業委託をするということはできますかという質問です。

○河村課長

12 条の 1 項で都道府県が設置することができると定めており、2 項で都道府県が運営を

自ら行くか委託するかを選べるとなっていますが、施設を作ることとはやや違ってきます。ただ、心ある市町村が施設を設置して、そのオペレーションを社会福祉法人に委託するというのは、制度として想定されていることです。

○戒能座長

ただ、女性自立支援施設の現在の問題点は、定員充足率が2割を切っているということです。そこをどう乗り越えていくかが大きな課題だと思います。続けて高岸構成員よりどうぞ。

○高岸構成員

各県の方からこの項目は修正をお願いしたいという意見が出ましたので説明させていただきます。

前は「心身の健康の回復」となっていた部分について、今回は言葉が変わっておりますけれども、どのような状態を持って一時保護が必要と判断するのかが不明であり、要件にならないということで削除をお願いしたいと考えております。実際に一時保護された方に心身の健康上の問題がある場合にも、居所の有無や身を寄せられる家族状況といった、上記一～五の項目のいずれかに書いてある内容で保護の要否が左右されるため、単独では判断基準にならないのではないかと思います。現在は一時保護を行わなければ生命や心身の安全が確保できない恐れがあるという項目を以て、柔軟な読み込みをするという対応が行われているという状況があります。文言的にも、法では回復、方針案では健康の維持、政省令では確保となっていて、正直なところ、健康の維持であれば誰もが該当するのではないかとの意見が出ておりました。こうした項目が要件になるのは問題であると考えております。

保護された方が医療につながっていなかったり、医療中断になっていたりした場合は、精神科の医師が受診の要否の判断をしたり、心理職の方が心理面接をしたりといった対応はしますが、一時保護を要するかどうかの判断のためではありません。法の「心身の健康の回復」については、支援の対象になった方に心身の健康上の問題があった場合に必要な援助を行うということを規定していると、センターとしては解釈をしております。

健康の確保で統一してはどうかというお話がありましたが、用語ですらも統一されていない状況で、現場では判断基準としては用い難く、実際には保護しなければ生命や身体の安全が確保されないという七番規定の方を運用する形になってしまうと思われます。これについてももう一度再考いただければと思います。

○戒能座長

文言の統一は必要だと思います。そこはご検討ください。続いて橘構成員よりどうぞ。

○橘構成員

日々の健康上の問題を抱えている方を一時保護できないという判断が今まで行われてき

ており、民間団体が支援につながらなかった子たちに対応しているような状況があります。支援が必要な彼女たちを行政の保護などの支援につなげていきたいと思います。行政側の強みとして、ワーカー、カウンセラー、医療関係者等との連携の充実を図り、受け入れやすくしていただけると良いと思います

○戒能座長

続きまして仁藤構成員よりどうぞ。

○仁藤構成員

基本方針のところでもお話ししましたが、省令案の施行規則の六の「心身の健康の確保のために保護することが必要な場合」は、「心身の健康の回復及び回復支援に繋げるために」として頂けないかと思っております。精神的に状態が良くない方ほど保護してもらえずに民間団体が支援しているという現状があります。これまではセンターを通さなければ婦人保護施設にも入れず、保護さえしてもらえないということがあり、Colabo に見てもらえるだろうと期待して、本来ケアが必要な人を Colabo の近くのアパートに引っ越しさせるといったことを行った自治体もありました。行政の責任で、きちんとしたケアができる場所で見てもらえるようにしていただきたいです。そのような形を目指す上では、維持というより確保が良く、この確保という言葉は本文にも入っていますので、「健康の確保及び回復支援に繋げる」と書いていただくことができると思います。また女性自立支援施設の設置運営基準は良くなったと思います。

○戒能座長

続きまして横田構成員よりお願いします。

○横田構成員

おかげさまで、女性たちの人権がきちんと尊厳された案ができてきたと思います。ただ、第十五条になりますが、最初は給食だったのが食事となったのでしょうか。食事というよりも、「食事の提供」が良いかなと思います。

○戒能座長

本文では食事の提供となっているが、見出しが食事になっていて、わからないですね。

○横田構成員

それから若年女子に焦点が当てられていますが、婦人保護施設に辿り着く方には高齢者や障害者もいると想定すると、バリアフリーを入れ込むべきではないかとの意見が出てきました。最低基準に入れてしまうのはどうかと思うのですが、やはり必要で、できれば追加

で入れてもらいたいというご相談でございます。

○戒能座長

設置の基準のところですね。バリアフリーは法律の用語として使われているのかどうか、私も調べてみないとわかりませんが。

○河村課長

障害関係の施設の設置基準等について、段差を設けないといった規定はあまりございません。同じように居室面積や廊下幅を規定しています。最低基準として最低を規定しないといけないので、技術的には難しいかもしれません。

○横田構成員

現状では車椅子で利用できる施設というのはほとんどなく、私たちの施設も車椅子の方は絶対に利用できません。決して障害者を排除しているわけではないのですが、環境的に整備をしておく必要があると感じています。

○戒能座長

時代とニーズが変わって行き、ご利用なさる方も変わってきていますので、法令などを調べてから要検討ですね。大谷構成員よりどうぞ。

○大谷構成員

一般的にしてしまうと大変なので、「合理的配慮」で対応しています。その人が入る時に、合理的配慮を要求し、各施設でバリアフリーや手話を用意するといったように個別に対応するということは、障害者差別解消法でも定められています。合理的配慮という手順で整備すべきではないかと思います。全ての施設を車椅子対応するのは無理なので、個別対応にすべきではないかという発言をさせていただきました。

○戒能座長

参考になるご意見だったと思います。食事のところは、「食事の提供」と修正していただければと思います。それでは最後になりますが馬場構成員よりお願いします。

○馬場構成員

私からも特段意見はございません。

○戒能座長

いくつかご意見が出ましたが、それに対するご意見や質問がもしございましたらお手を

挙げていただければと思いますがいかがでしょうか。高岸構成員から施行規則の一時保護の基準についてご意見ありましたが、それについて何かございませんでしょうか。

○河村課長

事務局からよろしいでしょうか。政省令の中で一時保護の基準について議論が分かれているので、どうしたら溝が埋まるかというところに、議論の時間を割ければと思います。

高岸会長からは、単純に健康の確保とした場合、広すぎて基準がはっきりしないとの懸念が示されています。一方でこれを残すべきであるという構成員のご意見としては、一時保護をせずにそのまま一人暮らしの家に帰ってしまったりしては、オーバードーズなど、ご本人の健康を守ること自体が難しいような場合もあり、そういう方こそ保護すべきではないかというご趣旨でした。

例えばですが、「一時保護を行わなければ心身の健康の確保や改善に繋げることが困難である場合」と逆方向から書く。保護しないと守ってあげられない、または回復支援につなげていくことが難しいという書き方にすると、少し歩み寄れるのではないかと思います。

○戒能座長

高岸構成員よりどうぞ。

○高岸構成員

そうした内容を広く読み込むためにこそ、七の項目が存在していると考えております。現に様々な県からもそういったご意見が寄せられています。六と七の使い分けがどうなるのかよく分からないので、都道府県としては七の項目で十分対応できていると考えております。

○戒能座長

それに対して大谷構成員よりどうぞ。

○大谷構成員

私たちの懸念は、心身の故障があることを理由に入居を拒否される事態が発生しているということです。リストカットしそうであれば帰してしまうといった対応に困っています。だから「心身の故障を理由に入所拒否することがあってはならない」ということをどこかに書いてもらえれば。一般条項とすれば高岸さんの言う通りです。ただし、現実がそうではないので、抵抗をしているという感じです。

○戒能座長

ただ、一時保護を拒否してはならないというのは基準になりません。

○大谷構成員

但し書きとしてはどうですか。

○戒能座長

基本方針には書けるかもしれませんが、施行規則にはなかなか書きにくいですね。七との違いは、先ほど仁藤構成員からのご提案がありましたが、回復の支援につなげるというところが大きく違うのかなと思っております。

○大谷構成員

それが担保できるのであればいいのですが。

○戒能座長

担保できるような基準にするかどうかということですね。仁藤構成員よりどうぞ。

○仁藤構成員

現場としては大谷構成員のご意見に大賛成なのですが、できないことを基準にするのが難しいとすれば、せめて今のままにしてほしいです。回復支援につなげるために必要とすれば、七番とは違うと思います。七番はとにかく今は生命の危機があるから保護しなければいけない。六番は、このままだと危険だが回復のために支援をしていく。回復支援のコーディネートを女性相談センターが行うような方とは状態が違うと思うので、残していただきたいと思います。

心身の状態が悪い人でも保護してもらえるように一言入れてもらいたいという趣旨なのですが、「一時保護を行わなければ心身の健康の確保や改善に繋げることが困難である場合」とすると「保護しなくても入院させれば良い」といった議論に発展する可能性があると思いました。実際のところ、今まではそうでした。まずは病院に行ってくれ、と民間団体が言われてしまい、保護してもらえないというのはおかしくて、病院につなぐかどうかも含めて、センターがまず一泊でもとにかく保護して翌日以降の対応をしてほしいのに、それすらしてもらえない状況があります。

○戒能座長

橘構成員よりどうぞ。

○橘構成員

命を守る場所なので、慎重な判断が必要になることはわかっているのですが、センターが保護したいと思っていても、つなぐ先がないのではと思っています。その後どうするかという選択肢がないから、一時保護をしたくてもできないという状況もあったのではないでし

ょうか。センターだけの問題ではなく、民間団体もその体制を充実させていくとともに、施設などもきちんと対応して支援していく体制を作ってほしいと思いました。

○戒能座長

医療も含めてきちんと連携できているところばかりではないとのご指摘ですね。オーバードーズやリストカットをするのは若年女性に限りません。そういう女性たちの命と安全を守り、回復につなげるのは大変だと思います。この点は基本方針ではなく、施行規則として、皆様のご意見を伺いたいと思います。馬場構成員よりどうぞ。

○馬場構成員

「自傷他害の恐れがある」という書き方だと限定しすぎでしょうか。

○河村課長

それだけでは七号の「生命又は心身の安全が確保」とオーバーラップするかと思います。一方で、その回復に向けた支援につなげるためのステップという意義も残してほしいというご意見がありました。

○戒能座長

七号と六号の差別化ですね。支援の現場から強い要望が出ており、他方で女性相談支援センターとしては社会的資源があまりにも貧弱であると連携が進んでいかない。他の構成員からもご意見をお伺いしたいのですが、いかがでしょうか。堀構成員よりどうぞ。

○堀構成員

精神的に不安定または入院するほどではないが精神面での課題を抱えている人が支援につながりにくいということについては、これまでの一時保護所に関する調査等の結果にも出ていたかと思います。そうした人たちを回復支援につなげるというのが今回の法律において重要な趣旨です。施行規則にもこの趣旨の文章を残していただきたいと思います。

○戒能座長

横田構成員どうぞ。

○横田構成員

かつて婦人保護施設へ入所ができるのは、就労自立ができる人と集団生活ができる人に限定されていたので、回復支援を含めるというのは大きな変化だと思います。ただ実際は、やはり実践レベルにおいて、三機関が協働そして協議していけるような機会を作り、懸念されているようなことが起きない体制を整えていく必要があると感じています。

○戒能座長

不十分な部分があることは承知で、現場が大変だというのはよくわかるのですが、当事者中心という考え方を貫いていくことがこの法の趣旨かと思います。近藤構成員よりどうぞ。

○近藤構成員

民間の支援団体等では、障害、希死念慮、PTSD などがあっても、お迎えするのが原則です。その上で、病院から直接退院されてきた方や重症の方ともお付き合いをしながら、当事者のニーズに沿って、少しずつ道を拓きながら、回復する道筋を辿ってきました。民間支援団体ができたことを、公的な支援機関ができないはずはないと思います。

今回の新法は、民間ができることは公的な支援機関もできる、公的機関ができることは民間でもできる、北海道でできることは全国でもできるといったように、当事者にとってできることを広げるための法律だと思います。だからここが難しいとか、これはできないとかではなく、実現するためにどうすれば良いかと考えながら基本方針を作り、細則を作り、政令・省令を作り変えていくのが私たちの仕事ではないかと思います。この法整備について、ぜひとも気持ちを一つにしていきたいと思います。

○戒能座長

予算や政策などの環境や条件整備も私たちが働きかけていかないと、そのような方向性にはいけないと思っています。赤池構成員よりご発言ください。

○赤池構成員

地方と東京の違いもあります。地方の女性相談センターや一時保護所などでは夜間帯は宿直しかいないという施設もあります。そうすると、緊急を要する状況に対応できない場合があるのかもしれないと感じています。

また私たちは必ず市区を通して一時保護をしています。さらに婦人保護施設は措置ですが、それ以外は市区が関わって出先を一緒に考えています。入口においても出先においても、市区の女性相談支援員の必置がやはり必要だとの思いを強くしました。

○戒能座長

最後に高岸構成員よりどうぞ。

○高岸構成員

例えば女性専用で女性の被害に対する理解がある精神障害者向けのグループホームがあればつなげることができるのに、といった話は私たちの現場でもよく出てきています。報告書には、女性支援分野における精神科医療や性暴力被害に対する治療機関など、現状では足

りないものをぜひ書き込んでいただきたいと思います。今ある社会資源だけで取り組むことはなかなか難しいと思っております。

一時保護の依頼があった方でも、精神科に医療保護入院となって保護依頼がキャンセルになる場合もあれば、入所後に周りの方が不安に思われるような不穏な状況があり、最終的には入院されたという場合もあります。精神的な問題を抱えた方に対する支援を全く行っていないということはありません。状況に応じて対応はしておりますが、希望や依頼をされる全員に対応できていないというご指摘かと思えます。各センターの体制の充実の問題もあるかと思えますので、今後の課題として捉えていただければと思います。そういった他施策との連携や充実についても、報告書も加えていただくようお願いします。

○戒能座長

医療だけでなく、福祉分野との連携は欠かせない論点だと思います。総合的な視点から検討を進めていかなければなりません。様々な課題をいかに乗り越えて解決していくかという姿勢で臨んでいきたいと思っております。仁藤構成員よりどうぞ。

○仁藤構成員

地方では夜間帯は宿直しかいない状況もあるとお話があったのですが、宿直すらいない状況で運営している民間団体もあります。心理士、医師、栄養士もいない中で民間がやらざるを得ないから支援を行っているという状況にありますので、ぜひ行政も一緒に取り組めるようにしたいと思います。

つなぎ先がないから保護しないということもこれまであったので、新法で保護せざるを得ない状況を作ること、待遇、人員配置、女性向けで性暴力に理解のあるグループホームの増設などの改善が進むように、官民で協力していけたらと思います。

センターでは見れないからいきなり入院してくださいではなくて、一度はセンターに入れば、退院時にもセンターが関与してその先の支援に携わることができると思います。そうしたことを一緒に考えていくことができるような文言が必要だと思います。

○戒能座長

ここで議論と審議は終了にしてもよろしいでしょうか。基本方針と同じように、皆様のご意見を反映させて修文していくことになると思います。また課題については、報告書にきちんと記録していただきたいと思いますので、またその際の議論をよろしくお願いします。

再び座長一任ということでよろしいでしょうか。ありがとうございました。長時間にわたりご議論いただきましてありがとうございました。それでは修文を重ねまして、政令・省令・告示案もパブリックコメントにかけたいと思っております。事務局から何かありますでしょうか。

○事務局

構成員の皆様におかれましては、本日も長時間にわたりご議論いただきありがとうございました。次回の開催は2月3日（金）13～17時を予定しております。本日と同様オンライン開催を予定しております。また、本日の議事録につきましては、事務局よりご確認のご連絡をいたしますので、構成員の皆様にご確認いただいた後、公表させていただきます。事務局からは以上になります。

○戒能座長

それでは本日の有識者会議は閉会と致します。長時間、本当にありがとうございました。また、次回、よろしくお願いします。